

熊取町立学校における働き方改革の進め方



令和 4 年 6 月
熊取町教育委員会

目次

I. はじめに	P 2
II. 熊取町立学校の現状	
1. これまでの負担軽減の主な取り組み	P 4
2. 教職員の「『時間外在校等時間』等」(※)の状況(令和3年度実績)	P 5
III. 国や大阪府の動き	P 6
IV. 働き方改革の進め方	
1. 実現をめざす目標(指標)	P 8
2. 長時間勤務の是正、負担軽減、意識改革等の主な取り組み	P 9
(1) 「制度構築等」によるもの	
(2) 「外部人材の活用」によるもの	
(3) 「教育委員会事務局主催会議・文書等の縮減・工夫改善」によるもの	
(4) 「校長等管理職マネジメント」によるもの	
(5) 「外部機関への協力依頼・要請」によるもの	
3. 進捗管理	P 15
V. まとめ	P 16

I. はじめに

【学校を取り巻く環境（現状）】

- 令和3年4月より、全ての小中学校において、新学習指導要領（平成29年告示）が適用。学校教育には、これまでの教育の取り組みを礎に、主体的な学びや、教科横断的な学び等、カリキュラムマネジメントが求められているところ。
- また、令和2年度から同5年度の間段階的に整備予定であった一人一台PCについては、災害や感染症等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用による全ての子どもたちの学びを保障できるよう令和2年度に前倒し整備するなど、小中学校の教育環境は急激に変化。
- 加えて、コロナ禍における学びの保障や心のケアへの対応や、ヤングケアラー（※）といった観点での状況把握・相談、支援へのつなぎ等、学校へのニーズが更に多様化・複雑化している。



（※）法令上の定義はないものの、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもとされている。

I. はじめに

【策定の趣旨（ねらい）】

- 学校教育環境が急激に変化する中、これまでの教育を礎に効率的・効果的に持続可能な教育を展開していくには、熊取町立学校（以下「町立学校」という。）の教職員が心身の健康を損なうことなく、児童生徒と向き合う時間を確保していくことが重要。
- そのためにも、教職員の負担軽減を図る制度（枠組み）と、それを運用する教職員一人一人の意識改革を両輪として、町立学校の働き方改革を継続的に進めていかなければならない。
- 本書は、教育委員会、校長等管理職、各教職員が、働き方改革を進めていくための「当面の取り組み方策」として取りまとめたもの。
- なお、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）」記載の「教育委員会が策定する域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等」として、改めて位置づけるものとする。



Ⅱ. 熊取町立学校の現状

1. これまでの負担軽減の主な取り組み

- H31.03 「熊取町部活動の在り方に関する方針」策定
 - R01.09 出退勤管理システム導入
 - R02.08 学校閉庁日設定
 - R02.12 留守番電話導入
 - R03.03 一人一台PC導入（国のGIGAスクール構想の一環）
 - R03.04 「熊取町立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」
施行
 - R04.04 統合型校務支援システム導入
- ※その他、外部人材の活用 等



«参考1» 令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（文部科学省）
（以下「令和3年度文科省調査」という。）

- 熊取町教育委員会回答（以下「熊取町教委回答」という。）「3. 具体の取組状況」

項目	回答数	備考（今後は…）
実施中	11	更なる拡充等充実に努める
検討中	5	早期実現に向けた検討を加速させる
未実施	10	実施の可否も含め、順次、検討に着手していく
対象外	0	

Ⅱ. 熊取町立学校の現状

2. 教職員の「『時間外在校等時間』等」(※)の状況(令和3年度実績)

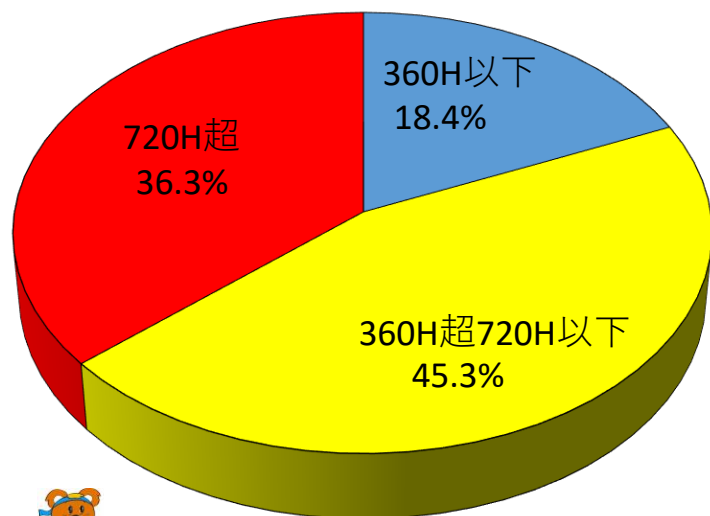
【一月一人あたり平均時間数】

(単位:h)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校	65.7	52.2	62.2	43.4	15.4	54.8	66.9	57.0	50.7	39.3	49.1	58.1	51.2
中学校	75.1	59.0	79.4	63.2	23.9	61.3	72.4	67.7	61.5	47.1	54.1	55.0	60.0

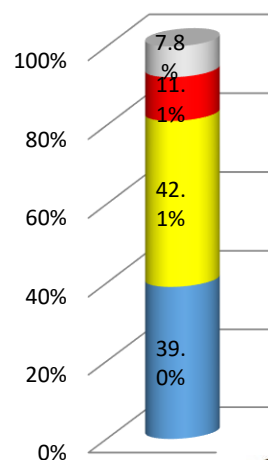
【年間一人あたり時間数分布】

〔全校〕

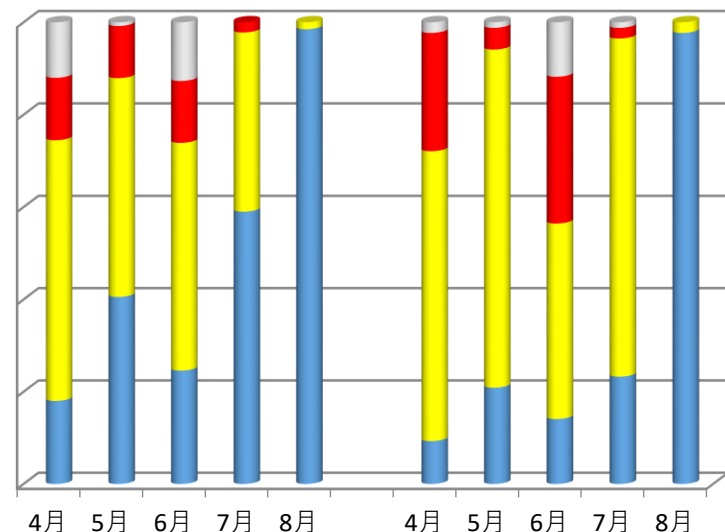


【一月あたり平均時間数分布】

〔全校〕



《参考2》令和3年度文科省調査 熊取町教委回答
〔小学校〕 〔中学校〕



■ 45H以下 ■ 45H超80H以下 ■ 80H超100H以下 ■ 100H超

(※) 教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項)の時間外在校等時間(「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」(同法第7条)に規定する在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間)及び教育職員以外の時間外勤務時間

Ⅲ. 国や大阪府の動き

国		大阪府	
H29. 6	● 文科大臣「働き方改革」を中教審に諮問	H20. 6 H24.10 H25. 3 H29. 2 H30. 3	府立) (※)「長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」施行 府立) 出退勤スリット導入 ● 「教職員の業務負担軽減に関する報告書」取りまとめ ● 「指導・助言事項」にて「 <u>教職員の長時間勤務の縮減</u> 」を取組重点に 府立) 「働き方改革に係る取組み」取りまとめ
H30. 7	● 「働き方改革関連法」成立:H31.4施行 ・時間外勤務時間の上限設定 等	H30. 2	● 「指導・助言事項」にて「 <u>働き方改革</u> 」を取組重点に (以降毎年度)
H31. 1	● <u>中教審答申</u>	H31. 3	● 「 <u>職員の勤務時間、休日、休暇等規則</u> 」改正:H31.4施行
H31. 3	● <u>学校における働き方改革推進本部設置</u> ● <u>勤務時間上限ガイドライン策定</u> ● 働き方改革に関する取組の徹底 通知		
R 1.12	● 「 <u>給特法</u> 」改正:R3.4施行 ・ <u>上限ガイドラインの「指針」への格上げ</u> 等		
R 2. 1	● 「 <u>教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置指針</u> 」告示	R 2. 3	府立) 「 <u>教育職員の業務量の適切な管理等規則</u> 」制定:R2.4施行
R 2. 7	● 教師及び事務職員の標準的職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等 通知		
R 2.12	● 働き方改革取組状況調査結果 公表		
R 3. 4	● 教職員定数の改善 (R7までに段階的に引き下げ)		
R 4. 4	● 小学校高学年教科担任制の推進		
R 4. 7	● 教員免許更新制度の廃止		
R 5以降	● 部活動見直し (休日の段階的地域移行)		

(※) 府立) は、府立学校を対象とした制度 (府内市町村立学校に対しては参考送付)

Ⅲ. 国や大阪府の動き

«参考3» 「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について」文部科学省初等中等教育局長通知
(令和4年1月28日付け3文科初第1889号)

□ 文科省として特に留意すべき事項

- 勤務時間管理の徹底等
 - 客観的な在校等時間の把握の実施
- 働き方改革に係る取組状況の公表等について
 - 働き方改革に係る取組（目標に対する結果等）や在校等時間の状況の公表に努める
- 学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について
 - 学校以外で業務を担う受け皿を整備（これまで学校が担ってきた機能を果たすことができるよう特に留意）
- 学校行事の精選や見直し等について
 - 新型コロナウイルス感染症対策としての工夫等を契機に行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を進める
- ICTを活用した校務効率化について
 - 教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化等
- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）について
 - 新型コロナウイルス感染症対策のための消毒作業等に止まらず、効果的・効率的に配置促進
- 部活動について
 - 部活動指導員の配置促進、部活動改革（休日の部活動の段階的な地域移行等）

IV. 働き方改革の進め方

1. 実現をめざす目標（指標）

【教職員の時間外在校等時間等の時間数】

- ① 月80時間超えの解消
- ② 年720時間超えの解消
- ③ 当面の間は、非常災害の場合等やむを得ない場合を除き、一月あたり45時間、一年あたり360時間を超える割合を対前年度比で減少
＜最終的には＞
非常災害の場合等やむを得ない場合を除き、各教職員一月あたり45時間以内、一年あたり360時間以内をめざす

【児童生徒への指導】

- ④ 「保護者向け学校教育自己診断」における町立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の比率を対前年度比で増加
- ⑤ 「保護者向け学校教育自己診断」における町立学校教員の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の比率対前年度比で増加



IV. 働き方改革の進め方

2. 長時間勤務の是正、負担軽減、意識改革等の主な取り組み



(1) 「制度構築等」によるもの

	負担軽減メニュー	取り組みの概要
①	留守番電話	平日19:00以降及び土・日・祝日は、留守番電話設定のため外線不通 緊急時は、教育委員会事務局対応
②	学校閉庁日	長期休業中において、原則授業や部活動の学校活動及び窓口業務等を行わない
③	部活動休養日	「熊取町部活動の在り方に関する方針」に基づく休養日及び活動時間の明確化
④	ストレスチェック	教職員の心理的な負担の程度を把握、ストレスの軽減及び職場環境の改善を図る
⑤	全校一斉退庁日	毎週1回以上、19:00（留守番電話設定時刻）までに全員退庁 教職員の勤務時間（ライフワークバランス）及び心身の健康管理を図る
⑥	各制度運用 （実効性の確保）	法令等に基づく適切な制度運用のための各種運用要綱の制定及び三六協定の締結
⑦	学校徴収金	徴収・管理業務の見直し、教職員以外での処理方法の検討
⑧	学校事務の共同実施	実務の継承方法の検討（「制度導入」又は「処理方法の一本化」）
⑨	学校・保護者間連絡 手法のデジタル化	保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り（連絡）等について、メール、webアンケートフォーム等を活用

IV. 働き方改革の進め方

(2) 「外部人材の活用」によるもの

	負担軽減メニュー	取り組みの概要
①	学校図書館司書 (会計年度任用職員)	児童生徒が読書を楽しめるような環境づくり、学習に必要な資料の提供等
②	学習支援ボランティア	授業に入り込み、児童生徒に対して学習面での支援等
③	支援教育介助員 (会計年度任用職員)	要介助児童生徒の介助
④	A L T (会計年度任用職員)	英語によるコミュニケーション能力育成のため、外国語科及び外国語活動の助手
⑤	スクールカウンセラー (府：会計年度任用職員)	小学校とも連携、児童生徒、保護者へのヒアリング、児童生徒の心のケア等
⑥	スクールソーシャルワーカー (会計年度任用職員)	家庭訪問や学校内での相談活動等、悩みを抱える児童生徒や保護者への支援
⑦	臨床心理士	こころの相談や子どもの発達に関する相談等
⑧	教育相談コーディネーター (会計年度任用職員)	カウンセラー・学校等との連携、児童生徒・保護者等と教育相談全般の連絡調整
⑨	スクールロイヤー	「学校教育の場」における紛争解決（予防観点からの事前支援）を担う弁護士 いじめ事案等の早期解決を図るため関係機関と連携した支援や予防に向けた助言

IV. 働き方改革の進め方

	負担軽減メニュー	取り組みの概要
⑩	スクールサポートスタッフ (会計年度任用職員)	新型コロナウイルス感染症対策の消毒等及び授業のための印刷等事務補助
⑪	I C T 支援員 (会計年度任用職員)	学校 I C T 機器の準備や操作、メンテナンス支援、授業づくりの技術的サポート
⑫	GIGAスクールサポーター (会計年度任用職員)	学校 I C T 全般の技術的助言や機器管理
⑬	子ども見まもり隊	地域の方々により児童生徒の登下校時に交差点等で通学を見守り
⑭	スクールガードリーダー	児童生徒の登下校時に校区を巡回、子ども見まもり隊と連携し、安全確保に努める
⑮	部活動外部指導者	中学校の部活動を充実させることを目的に指導者を派遣
⑯	部活動指導員	教職員の部活動における時間外勤務の縮減及び負担軽減のために設置する職 中学校の部活動にて、技術指導、学校外での活動の引率等
⑰	スポーツ指導者 (DASH協定)	大阪体育大学生が、スポーツ指導者として、中学校部活動顧問を補助 安全・傷害予や技能の指導、用具・施設の点検や管理等
⑱	栄養士 (会計年度任用職員)	学校給食における衛生管理、アレルギー対応等
⑲	学習支援員	放課後や長期休業期間中の補習学習の支援、授業中の個別学習支援

※個別の事業目的により導入した職であっても、教職員の負担軽減に資するものを記載

IV. 働き方改革の進め方

(3) 「教育委員会事務局主催会議・文書等の縮減・工夫改善」によるもの

	負担軽減メニュー	取り組みの概要
①	会議・説明会の縮減等	会議・説明会の精選 会議等の簡素化、効率的・効果的な運営、工夫改善、時間短縮
②	研修会の効率化等	より効率的・効果的な研修の内容や実施方法等を研究 免許更新制度廃止に伴う研修の見直し
③	調査、通知文書の精査等	調査の見直し・簡略化、備品台帳のシステム化 学校向け通知文書等の工夫改善
④	業務マニュアル等の提供	各業務のマニュアル化及びポータルサイト等での情報共有等による事務の効率化
⑤	報告の精選・軽量化	各種報告書の内容の精査（記載項目の見直し等） データの自動集計等電算システム等の活用
⑥	校務支援システム	学籍系、教務系、保健系の業務等校務をシステム化による業務効率の引き上げ 真に必要な児童生徒への指導時間を継続的に作り出すことにつなげる
⑦	働き方改革ポータルサイト（仮称）	負担軽減の取り組み事例や、国・府の動き、関係法令等を掲載 情報共有及び各校の取り組みに活用
⑧	時間外在校等時間等の見える化	各教職員に個々の時間外在校等時間等の可視化（クロームブック又は校務支援システム等を活用）
⑨	働き方改革取り組み状況の公表	本書及び教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（文科省調査）の回答等を公表

IV. 働き方改革の進め方

(4) 「校長等管理職マネジメント」によるもの

	負担軽減メニュー	取り組みの概要
①	勤務時間管理の徹底	週休日の振り替えや、勤務時間の割り振り等適切な運用及び、各教職員の勤務時間管理の徹底と、必要に応じた指導及び業務分担の見直し 等
②	意識改革の推進	あらゆる機会をとらえた啓発 時間のリフレクション（ふりかえり）「時間対効果」
③	学校行事やその内容の見直し	行事の統合や重点化をするとともに、内容や準備の見直し・簡素化 等 業務の棚卸し
④	校務分掌等	教職員間の業務平準化 校務分掌の整理、統合等、効率的で柔軟な組織運営の構築
⑤	人材育成	普段からの教職員間コミュニケーション 担当業務のチーム化等、組織として課題等に対応できるシステムの構築 等
⑥	教材の共有化	ICTの活用等による効率化 等

IV. 働き方改革の進め方

(5) 「外部機関への協力依頼・要請」によるもの

	負担軽減メニュー	取り組みの概要
①	適切な教職員の配置	国が措置する定数（加配合む）への教職員の配置（確保）を府教育庁に要望 特に、年度途中での休職等の代替教職員の配置
②	教職員定数の改善	個別最適な学びと協働的な学びを実現するためにも、国に対し少子化に応じた配置定数の見直し（栄養教諭配置基準等）及び定数改善を求めるよう府教育庁に要望
③	外部人材配置支援	国が示す「3分類」業務について、学校以外への業務移行及び外部人材の登用が実現し持続可能となる制度の設計及びそれにかかる財源措置を国及び府教育庁に要望
④	調査等の精選	国や府教育庁の統計業務等の更なる削減を要望

IV. 働き方改革の進め方

3. 進捗管理

【教育委員会】

- 各町立学校における働き方改革の取り組み状況を、学校運営調査時に確認するとともに、校長等管理職の意見を踏まえ、分析、検証、改善策を検討する。
- ポータルサイト等を活用し、各町立学校の取り組み実績及び校種別の時間外在校等時間等の共有を図るとともに、各校の取り組み検討の参考となる国や大阪府等の事例等の情報を積極的に情報提供する。

【校長等管理職】

- P D C A サイクルにより働き方改革の取り組みを推進する。
- 職員会議や校内ディスカッションの場を活用し、各教職員の日々の業務での気づき、業務改善につながる新しいアイデア等意見の聴取を行うとともに、意見等を参考に取り組み内容を検討し、実行する。



V. まとめ

- 国においても「学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれ立場において、取り組みを着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要」と掲げています。
- 町立学校における働き方改革についても、教育委員会及び学校関係者が力を合わせ、本書をもとに各校の特色や実情に応じた取り組みを着実に進めていくことが大切です。
- また、現状把握や調査分析により課題を抽出し、その課題への対策を的確に講じていくことも必要です。
- 教育委員会及び学校関係者は、常に問題意識を持ち、社会環境の変化や突発的な事象等に対応ができるよう、本書に示したメニューに限らず、新しいアイデアや意見等を取り入れながら、働き方改革を継続的に進めていかなければならない。

